

令和6年6月6日

第2回廿日市市議会議案説明書
(第2回定例会)

廿日市市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第12号	専決処分事項の報告について	11
報告第13号	専決処分事項の報告について	13
議案第51号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第52号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第53号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	19
議案第54号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	21
議案第55号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第56号	廿日市市公園条例の一部を改正する条例	25
議案第57号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第58号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	29
議案第61号	工事請負契約の締結について	31
議案第62号	工事請負契約の締結について	33
議案第63号	工事請負契約の締結について	35
議案第64号	財産の取得について	37
議案第65号	財産の取得について	39

(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 個人の市民税

ア 令和6年度分に限り、個人の住民税（個人の県民税及び市民税の合計）の所得割の額から、次の合計額（個人の住民税の所得割の額が当該合計額を超えない場合には当該個人の住民税の所得割の額）のうち、個人の市民税の占める割合分をその特別減税額として控除する特別減税措置を講じることとした。

(ア) 納税義務者本人 1万円

(イ) 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき 1万円

イ 令和6年度分の個人の市民税の徴収方法について、普通徴収については令和6年6月分の納付において特別減税の額を控除し、控除しきれない特別減税の額がある場合には同年8月分以降の納付において控除することとした。

ウ 令和6年度分の個人の市民税の徴収方法について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収については令和6年10月1日以降最初に徴収される市民税の額から特別減税の額を控除し、控除しきれない特別減税の額がある場合には同年12月分以降の特別徴収税額から控除することとした。

(2) 固定資産税

ア 令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担についての調整措置を令和6年度から令和8年度までの各年度分に継続して講じることとした。

イ 令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、当該価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

(3) 特別土地保有税

固定資産税の負担の調整等に伴う特別土地保有税の課税の特例措置について、その適用期限を令和8年度まで延長することとした。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(5) 施行期日

令和6年4月1日

3 専決処分年月日

令和6年3月30日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(以下略)

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない

(報告第 8 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正するなどの必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 令和 6 年度の固定資産の評価替えに伴い、現行の土地に係る都市計画税の負担についての調整措置を令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分に継続して講ずることとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

令和 6 年 3 月 30 日

4 根拠法令

報告第 7 号説明書に同じ。

(報告第9号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 課税免除の適用を受ける条件である特別償却設備の取得等の期限を次のとおり改める。

改正前	改正後
令和6年3月31日	令和8年3月31日

- (2) 条例の有効期限を次のとおり改める。

改正前	改正後
令和6年3月31日	令和8年3月31日

- (3) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2の(2)の改正規定については、公布の日

3 専決処分年月日

令和6年3月30日

4 根拠法令

報告第7号説明書に同じ。

(報告第10号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	後期高齢者支援金等課税額	220,000円	240,000円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

- (3) 施行期日

令和6年4月1日

3 専決処分年月日

令和6年3月30日

4 根拠法令

報告第7号説明書に同じ。

(報告第12号)

専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更について)

(観 光 課)

1 専決処分した理由

令和4年議案第79号により契約を締結することについて議決を得た宮浜温泉3号源泉掘削工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	減 少 額
231,000,000円	229,575,500円	1,424,500円

3 専決処分年月日

令和6年3月25日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第13号)

専決処分事項の報告について
(工事委託契約の変更について)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和4年議案第58号により契約を締結することについて議決を得た後、令和5年議案第95号により委託契約の変更について議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社との協定後、数量が減少したことにより、委託金額を変更する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現委託金額	変更委託金額	減少額
228,339,214円	226,362,614円	1,976,600円

3 専決処分年月日

令和6年3月25日

4 根拠法令

報告第12号説明書に同じ。

(議案第51号)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地震等の大規模な災害により被災した地域での作業に従事する場合に、当該作業の危険性及び特殊性を考慮し、次のとおり災害応急作業等手当を支給しようとするものである。

- (1) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、大規模な災害として規則で定める災害において、規則で定める応急作業等に従事したときに支給する。
- (2) (1)の手当の額は、従事した日1日につき1,080円(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)とする。

2 施行期日

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第25条

- ③ 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

(議案第52号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

(デジタル改革推進課)

1 改正の理由

新たに個人番号を利用することができる事務等を追加することにより、一層の市民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、次に掲げる事務を追加する。
 - ア 母子保健法による産後ケア事業に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ 介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
 - ウ 子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
 - エ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) (1)の事務を処理するために利用することができる特定個人情報を定める。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(議案第 5 3 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税及び固定資産税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象に加える。

イ 令和 7 年度分に限り、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する納税義務者の個人の住民税（個人の県民税及び市民税の合計）の所得割の額から、1 万円（個人の住民税の所得割の額が当該合計額を超えない場合には当該個人の住民税の所得割の額）のうち、個人の市民税の占める割合分をその特別減税額として控除する特別減税措置を講じる。

(2) 固定資産税

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき取得された木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを変換するバイオマス発電設備であって一定の規模の設備のうち、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得されたものに係る最初の 3 年度間の課税標準の特例割合を 7 分の 6 と定める。

イ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、最初の 5 年度間の課税標準の特例割合を 2 分の 1 と定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(1)のアの改正規定については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日、1の(3)の改正規定については令和7年4月1日外

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第54号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、最初の5年度間の都市計画税の課税標準の特例割合を2分の1と定める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第53号説明書に同じ。

(議案第 5 5 号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長しようとするものである。

2 改正の内容

不均一課税の適用を受ける条件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
令和 6 年 3 月 3 1 日	令和 8 年 3 月 3 1 日

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第 6 条

② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第56号)

廿日市市公園条例の一部を改正する条例

(スポーツ推進課)

1 改正の理由

佐伯総合スポーツ公園野球場の改修に伴い、新設する附属設備の利用料金の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 佐伯総合スポーツ公園野球場の本部席及びスコアボード利用料金を次のように改める。

利用料金の範囲 (1時間までごとに)	現 行	改 正 案
小人が利用する場合	370円から 670円まで	500円から 920円まで
大人が利用する場合	750円から 1,370円まで	990円から 1,840円まで

- (2) 佐伯総合スポーツ公園野球場に新たに整備する更衣室及びトレーナー室の利用料金を次のように定める。

区 分	利用料金の範囲 (1時間までごとに)	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合
更 衣 室	400円から 740円まで	800円から 1,480円まで
ト レ ー ナ ー 室	270円から 490円まで	530円から 980円まで

3 施行期日

令和6年7月1日

4 根拠法令

- (1) 地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定によ

る許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(2) 都市公園法

第 1 8 条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る公園にあつては、政令）で定める。

(議案第 57 号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員配置基準に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員配置基準を、次のとおり改正する。

区 分	現 行	改正案
満 3 歳以上満 4 歳に満たない 児童	20 人につき 1 人	15 人につき 1 人
満 4 歳以上の児童	30 人につき 1 人	25 人につき 1 人

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第58号)

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 改正の理由

図書館施設の利用に係る利便性の向上を目的として、休館日に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) はつかいち市民大野図書館の施設のうち、PC・ビジネスコーナーの休館日を12月29日から翌年の1月3日までとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 6 1 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方 1 0 番地 1 において施工する佐方小学校管理特別教室棟
長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 管理特別教室棟改修工事 一式

(2) 請負金額 3 7 3 , 7 8 0 , 0 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 山 本 知

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 7 年 9 月 2 7 日まで

3 根拠法令

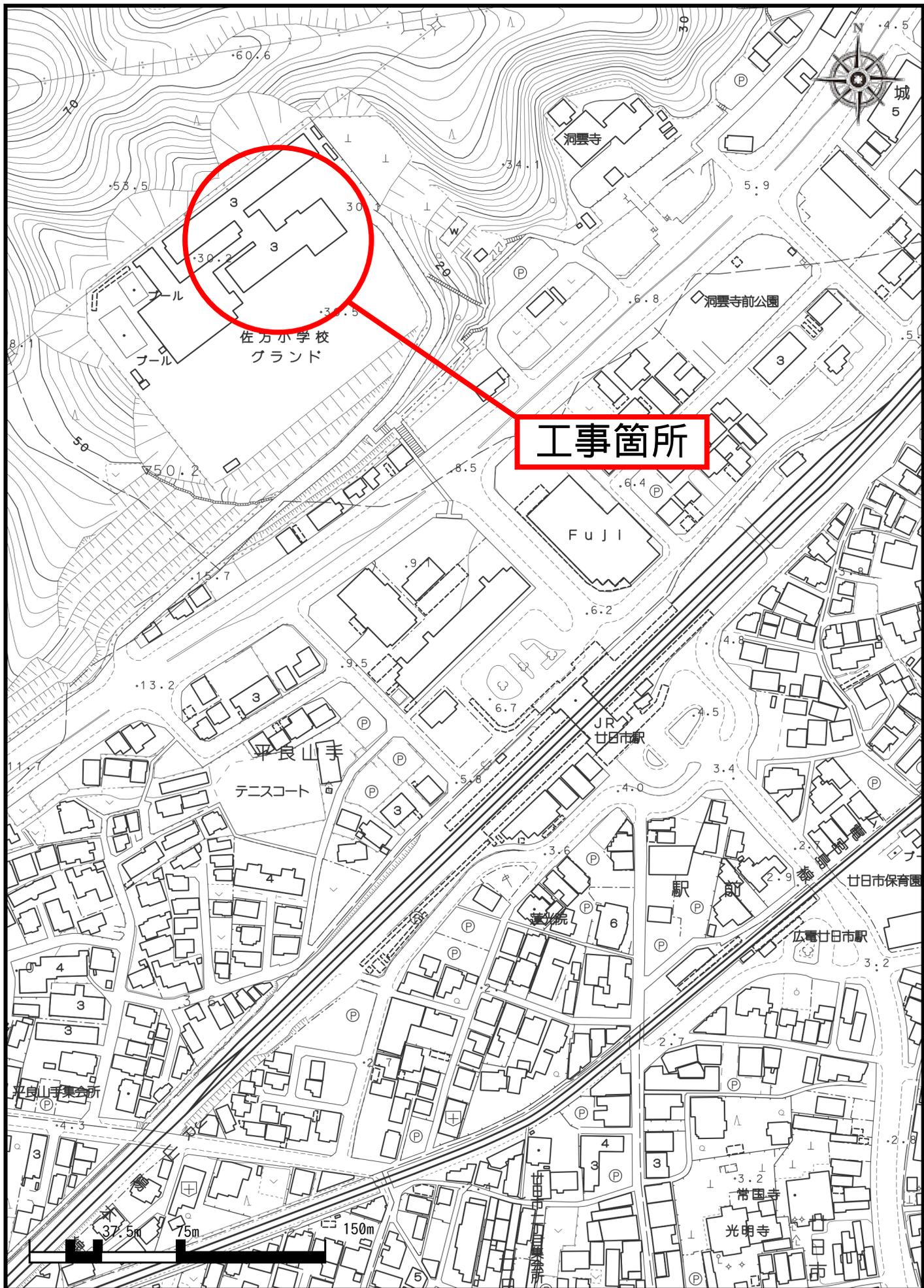
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号

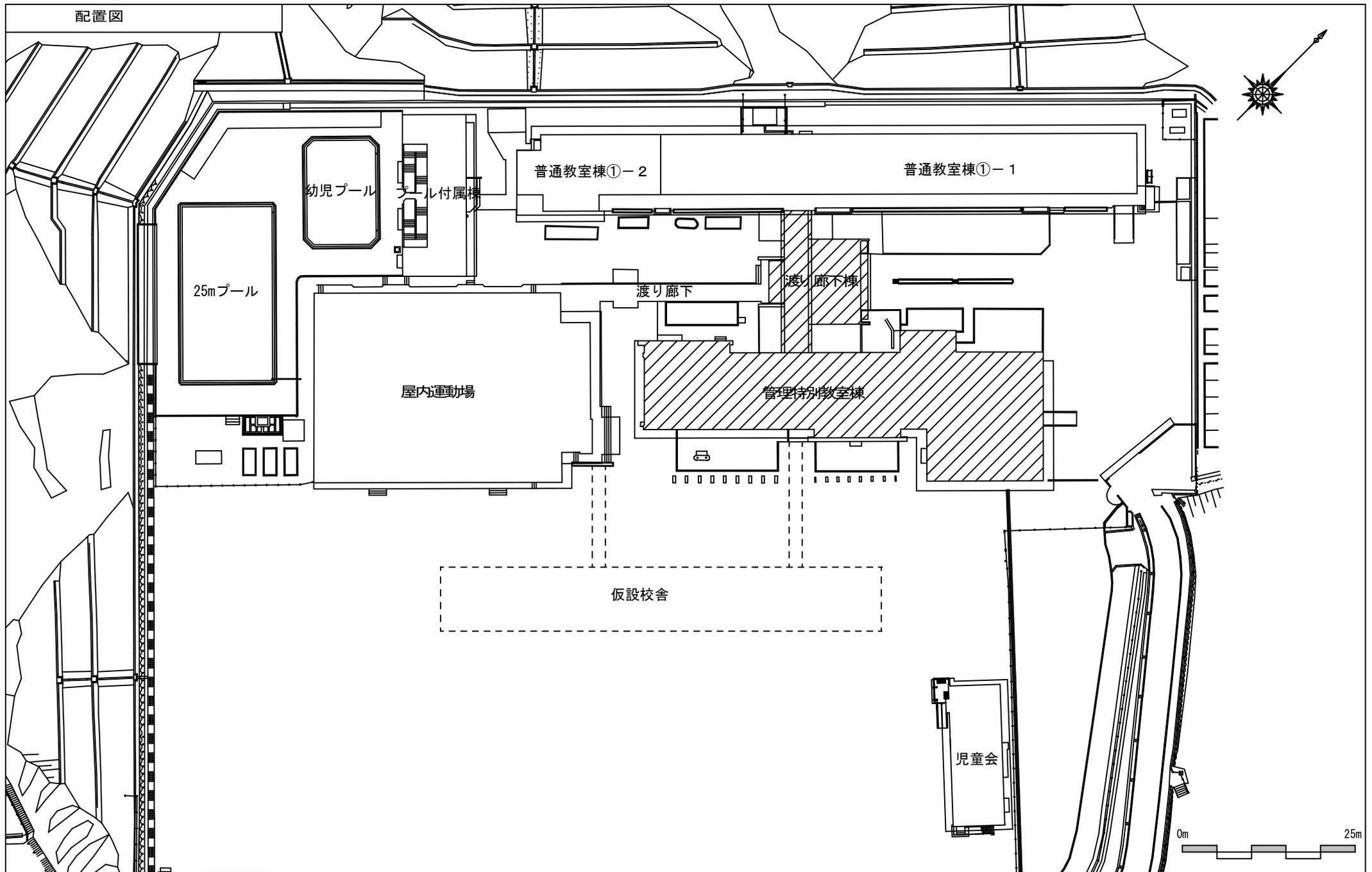
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1

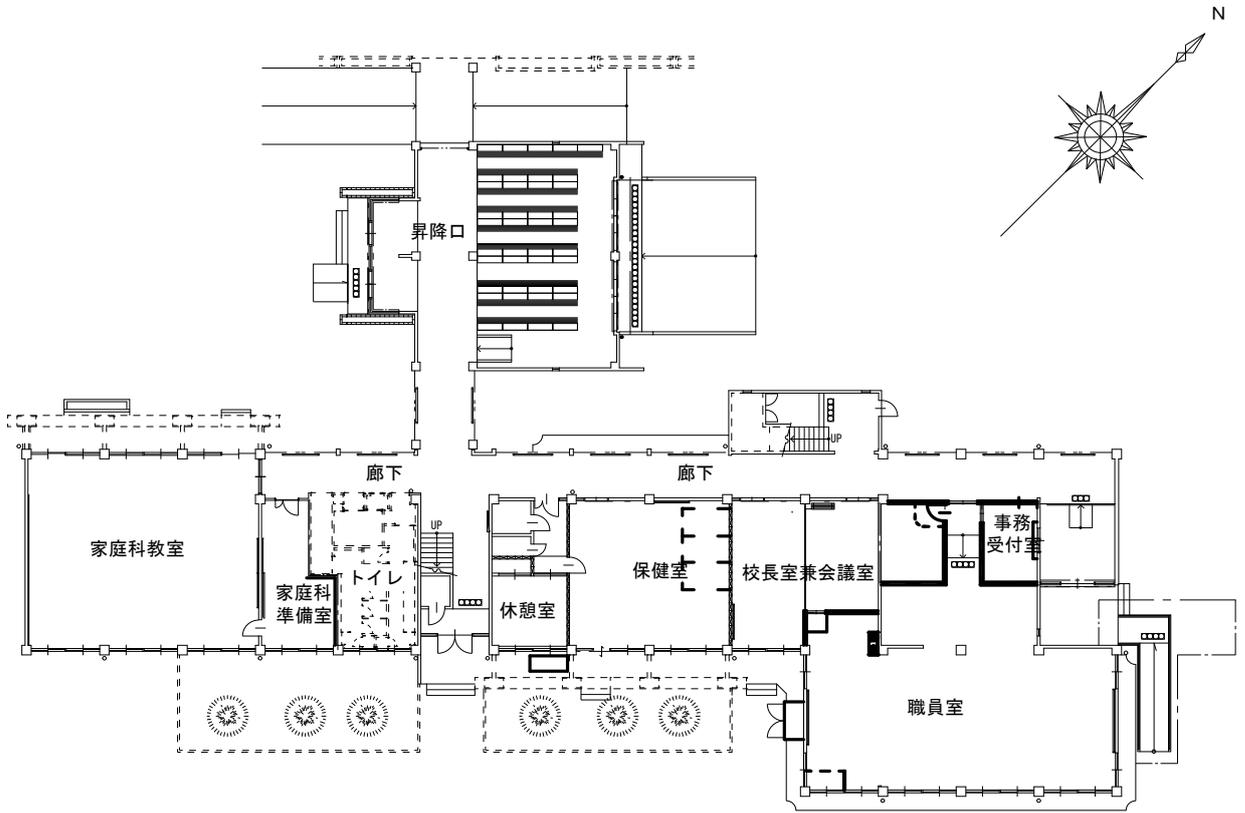
億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

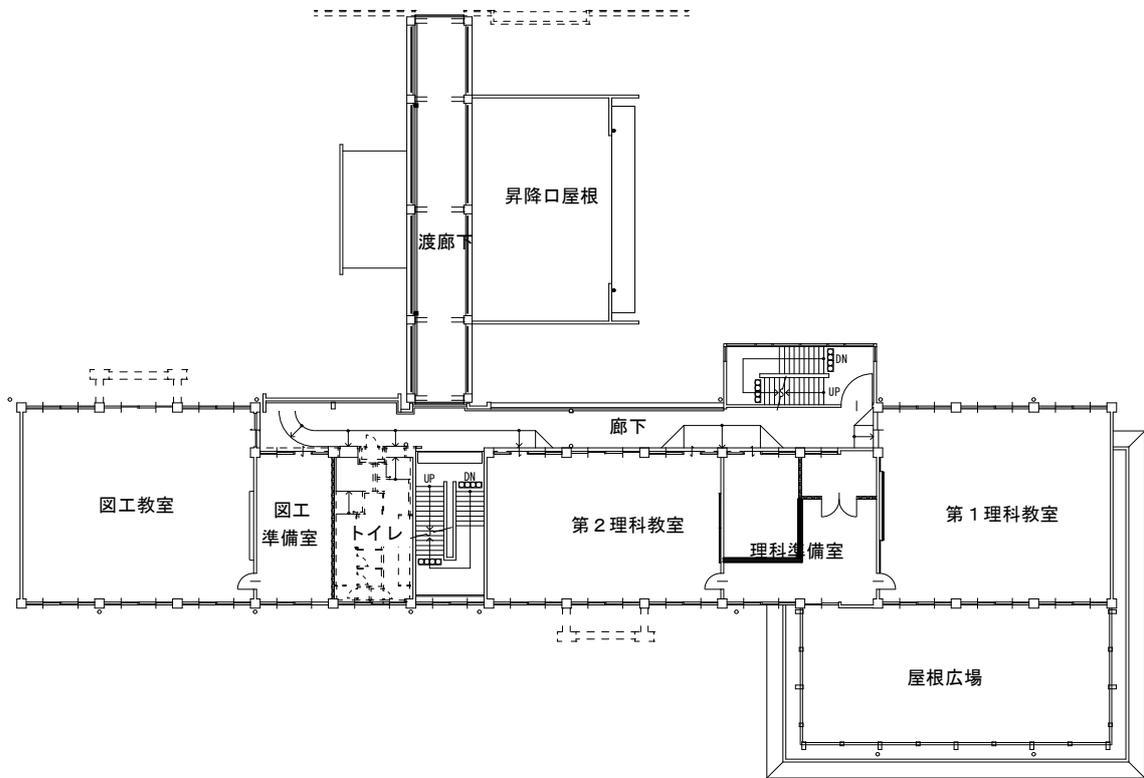


佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事

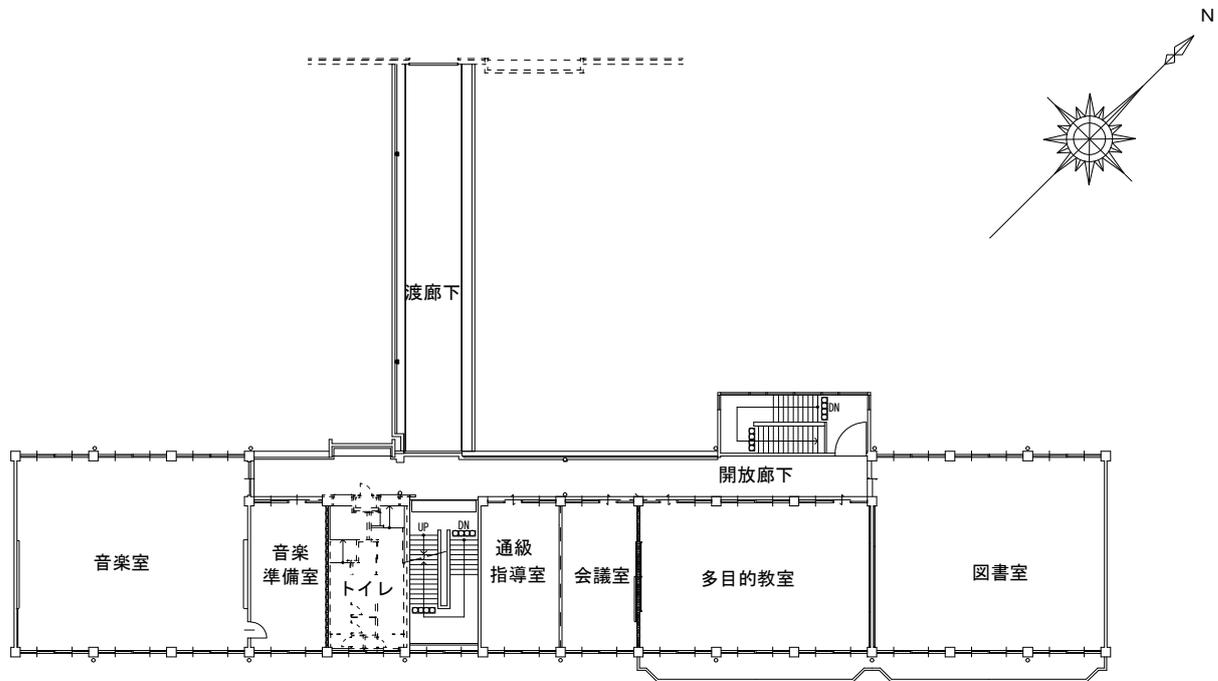




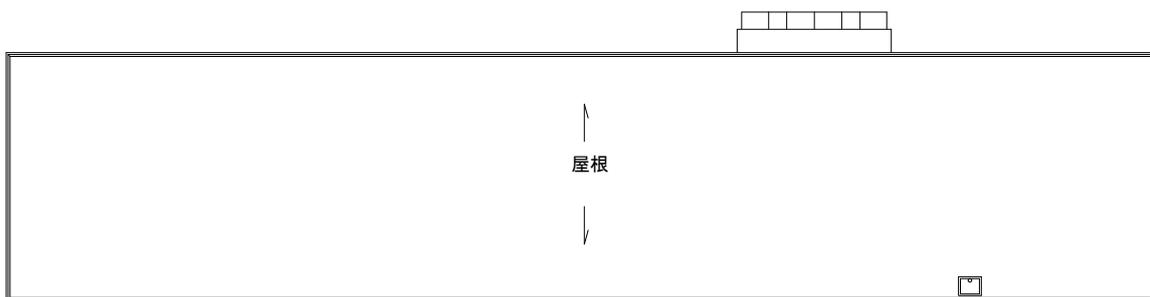
1階平面図



2階平面図



3階平面図

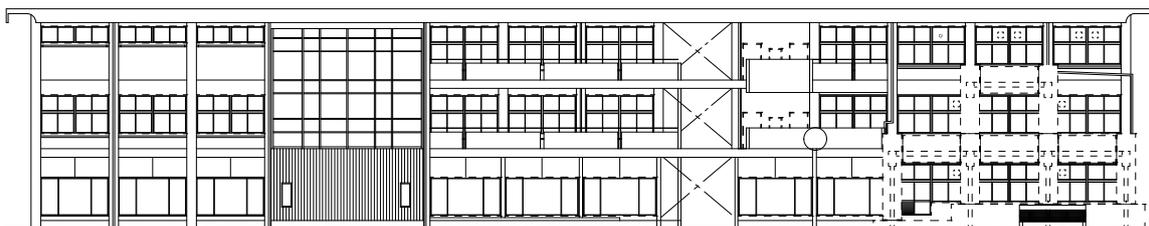


屋根伏図





南立面図



北立面図



佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事

管理特別教室棟

渡り廊下棟

普通教室棟

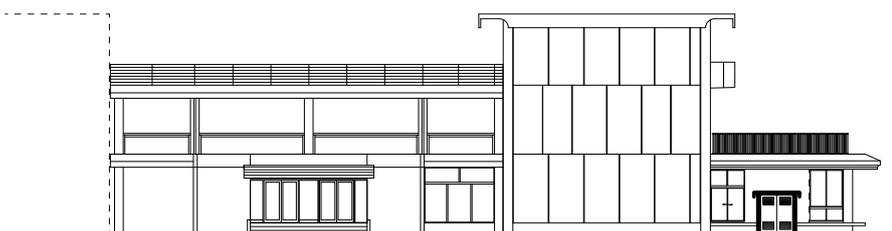


東立面図

普通教室棟

渡り廊下棟

管理特別教室棟



西立面図



佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事

(議案第 6 2 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸六丁目 1 番 1 号において施工する廿日市市スポーツセンター外壁改修 (2 期) 工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 外壁改修工事 一式
- (2) 請負金額 1 4 7 , 3 4 7 , 2 0 0 円
- (3) 請 負 者 広島市西区中広町三丁目 1 8 番 7 号
株式会社 サンゼオン
代表取締役 佐々木 聡
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 7 年 3 月 2 8 日まで

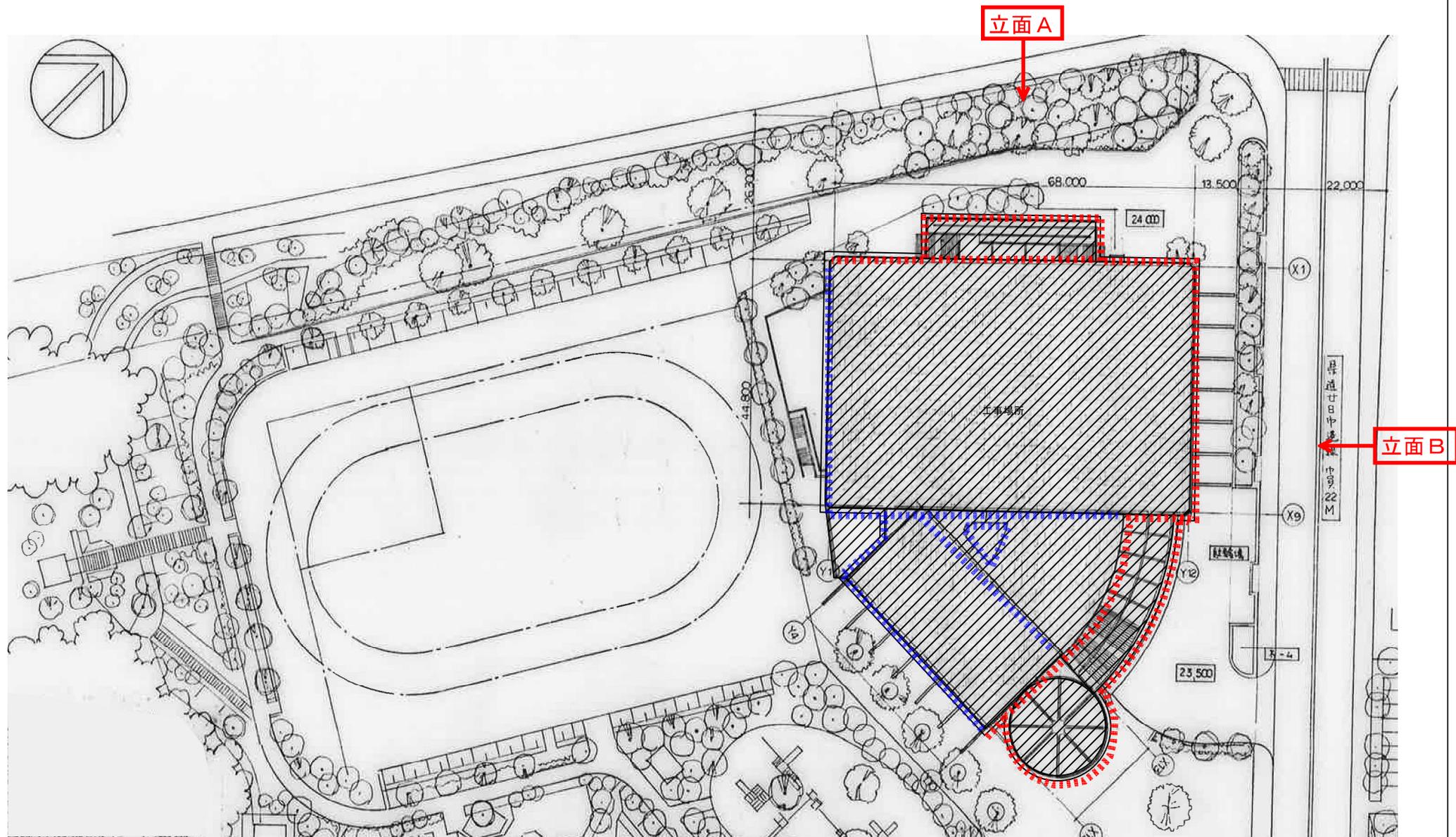
3 根拠法令

議案第 6 1 号説明書に同じ。

位置図



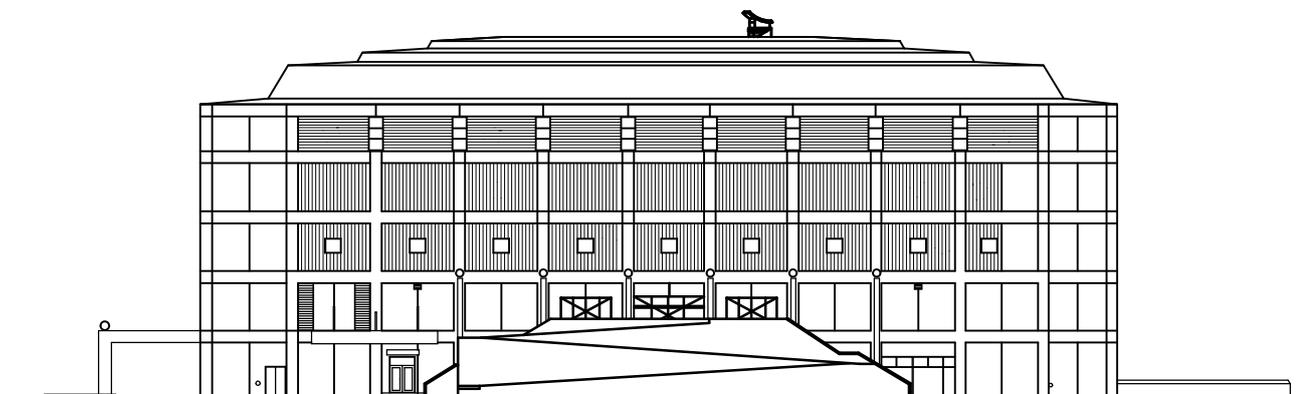
甘日市市スポーツセンター外壁改修(2期)工事



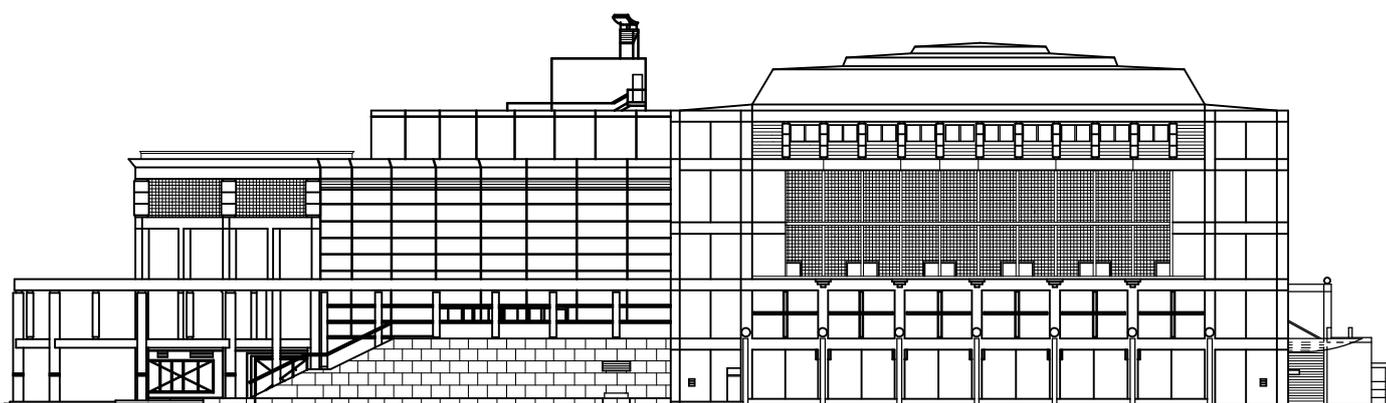
0m 20m

配置図

-  工事対象建物を示す
-  今回改修を行う面を示す
-  1期改修済(令和5年度実施)の範囲を示す



立面A 北西面 立面図（既設図）



立面図B 北東面から東面 立面図（既設図）



廿日市市スポーツセンター外壁改修（2期）工事

(議案第63号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市上平良地内において施工する市道堂垣内広池山線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 道路改良工事

工事延長 220メートル
掘削工 73,300立方メートル
法面工 3,990平方メートル
側溝工 208メートル

(2) 請負金額 253,000,000円

(3) 請 負 者 廿日市市佐方本町4番31号
株式会社 松山

代表取締役 松 山 龍 二

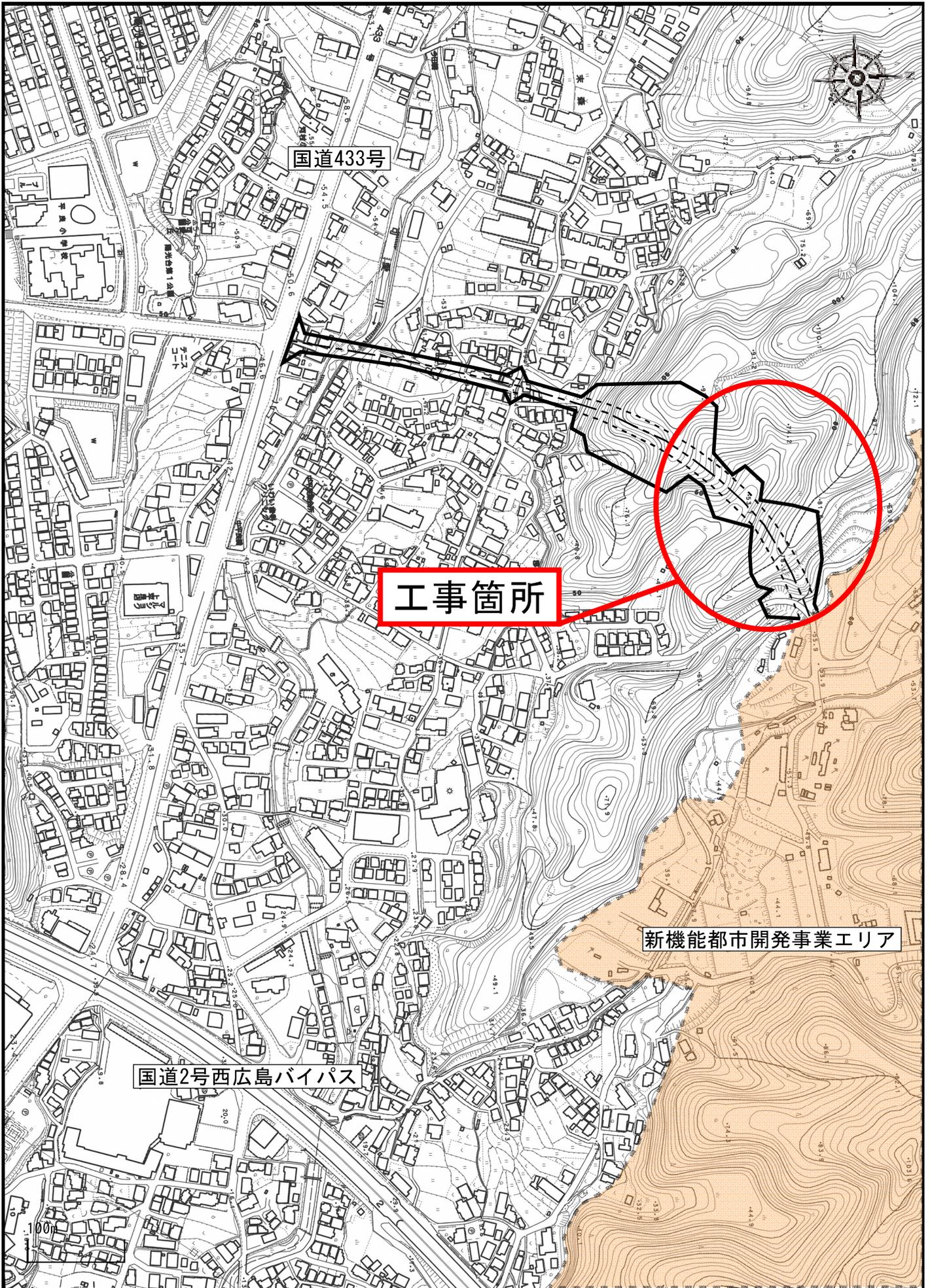
(4) 工 期 議決の日の翌日から
令和7年3月31日まで

3 根拠法令

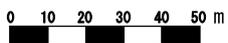
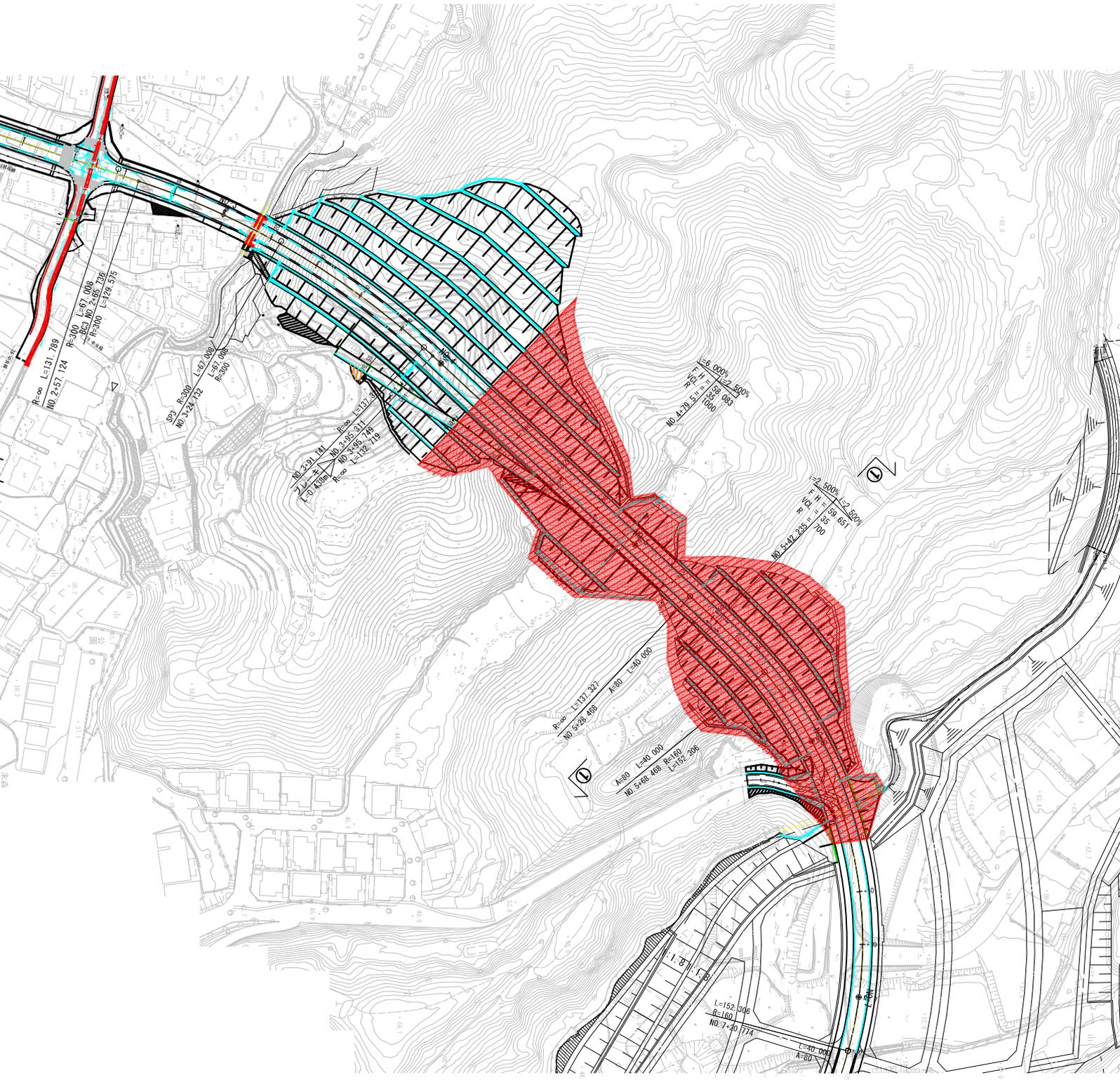
議案第61号説明書に同じ。

位置図

(堂垣内広池山線道路改良工事)



平面図 市道堂垣内広池山線



(議案第 6 4 号)

財産の取得について

(交通政策課)

1 提案の要旨

おおのハートバスの運行に使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 1 台

3 取得価格 24,627,900円

4 相手方 廿日市市串戸一丁目2番11号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上野 寿 幸

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第65号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署及び大野消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高度救命処置用資機材

数 量 2組

3 取得価格 33,880,000円

4 相手方 広島市中区上幟町11番3号

日本船舶薬品株式会社広島営業所

所長 黒 川 順 司

5 根拠法令

議案第64号説明書に同じ。